

## 約款改定のご案内

平素は、弊社商品をご愛顧いただきまして、誠にありがとうございます。  
金・プラチナスポット購入取引約款を、下記のように改定いたします。内容をご覧いただいたうえ、ご利用くださいますようお願い申し上げます。

— 記 —

### 金・プラチナスポット購入取引約款

#### 第3条 (用語の定義)

- 1～6. (略)
7. (削除)
- 8～16. (略)

#### 第8条 (地金持込み) (削除)

#### 第9条 (スポット購入取引の受渡条件)

- 1～2. (略)
3. (削除)

#### 第14条 (消費寄託)

1. 弊社は、お客様が本約款に基づいて貴金属地金を購入した時よりお預かりいたします。
- 2～5. (略)

(2019年10月改訂)

### 第1条 (目的)

この約款(以下「本約款」といいます。)は、本約款および関連する約款に承諾したお客様(以下「お客様」といいます。)と田中貴金属工業株式会社(以下「弊社」といいます。)との間で行われる、金・プラチナスポット購入取引および弊社がお客様に提供する付帯サービスに関する権利義務を規定するものです。「金・プラチナスポット購入取引」とは、本約款および関連する約款に基づき、お客様と弊社との間において貴金属地金購入契約を締結し、お客様が弊社から貴金属地金を購入し、弊社がお客様の購入された貴金属地金を消費寄託によりお預りすること、および弊社がお客様に第15条に定める付帯サービスを提供することをいいます。

### 第2条 (スポット購入取引の契約内容)

本契約に基づき、契約期間内にお客様が購入した貴金属地金は、民法第666条に定めるところにより契約期間満了まで弊社がお預りし、弊社は契約期間満了後に当該貴金属地金と同等、同質、同量の貴金属地金を返還するものとします。なお、お客様は預り貴金属地金について付帯サービスを受けることができます。

### 第3条 (用語の定義)

1. 「本契約」とは、本約款および関連する約款に基づき締結される契約であり、お客様が金・プラチナスポット購入取引をご利用されるために弊社と締結する契約をいいます。
2. 「貴金属地金」とは、金地金、プラチナ地金をいいます。
3. 「金地金」とは、純度99.99%以上の金を意味し、東京工業品取引所受渡供用品指定銘柄の刻印のあるインゴットの形態の地金のものをいいます。
4. 「プラチナ地金」とは、純度99.95%以上のプラチナを意味し、東京工業品取引所受渡供用品指定銘柄の刻印のあるインゴットの形態の地金またはロンドン・プラチナ・パラジウム市場(LPPM)の規格に基づく地金のものをいいます。
5. 「スポット購入取引」とは、スポット購入取引の一形態をいい、以下の購入取引をいいます。
  - (1) 取引金額によるスポット購入(100万円以上1万円単位で行うお客様の弊社からの貴金属地金の購入取引をいいます。)
  - (2) 購入数量によるスポット購入(500g以上100g単位で行うお客様の弊社からの貴金属地金の購入取引をいいます。)
6. 「ミニスポット購入取引」とは、付帯サービスの一形態をいい、お客様が貴金属地金の購入代金(1万円以上1万円単位)を弊社の指定する銀行口座へ入金し、貴金属地金を購入する取引をいいます。
7. 「指値」とは、お客様がスポット購入取引の場合において、購入価格を指定することをいいます。スポット購入の場合は、店頭小売価格がお客様の指値以下の価格に達した場合に売買が成立します。預り貴金属地金の売却の場合は、店頭買取価格がお客様の指値以上の価格に達した場合に売買が成立します。
8. 「即約定」とは、スポット購入取引、ミニスポット購入取引または預り貴金属地金の売却の場合において、店頭価格にて即時に売買が成立することをいいます。スポット購入取引、ミニ

スポット購入取引の場合は、店頭小売価格で売買が成立します。預り貴金属地金の売却の場合は、店頭買取価格で売買が成立します。

9. 「定期取引」とは、付帯サービスの形態をいい、お客様と弊社が予め合意した期間につき弊社がお客様より預り貴金属地金の消費寄託を受け、満期後お客様に預り貴金属地金の返却と消費寄託料を受け渡す取引をいいます。この場合、消費寄託料は貴金属地金をもって受け渡され、お客様の指示があるまで弊社が受寄いたします。定期取引を行うには、お客様が純金積立・プラチナ積立取引約款に定める自動継続プランまたは一括支払いプランの契約締結またはスポット購入取引の登録が必要であり、その詳細は別途定める約款によるものとします。

10. 「預り貴金属地金」とは、積立取引およびスポット購入取引ならびに定期取引により、お客様が弊社へ寄託する貴金属地金をいいます。

11. 「顧客登録日」とは、弊社がお客様よりスポット購入取引登録申込書（以下「登録書」といいます。）を受領し、顧客登録を行った日をいいます。

12. 「営業日」とは、土日祝祭日および弊社指定の休業日を除く弊社の営業日をいいます。なお、営業時間および利用時間はお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

13. 「休業日」とは、営業日以外の日をいいます。

14. 「店頭小売価格」とは、毎営業日 10:00 頃から 15:00 頃の間弊社が発表する店頭小売価格をいいます。

15. 「店頭買取価格」とは、毎営業日 10:00 頃から 15:00 頃の間弊社が発表する店頭買取価格をいいます。

#### 第4条（スポット購入取引の顧客登録と有効期間）

1. スポット購入取引をご希望のお客様は、登録書に必要事項をご記入の上、弊社宛ご送付ください。弊社は弊社の指定する方法をもってお客様がご本人であることの確認をさせていただきます。弊社はお客様より送付された登録書の受領後お客様の顧客登録を行い、申込確認書をお客様にご送付します。かかる顧客登録がなされていない場合、お客様はスポット購入取引や付帯サービスを受けることができません。

2. お客様は弊社が顧客登録をしている間、営業日に本約款に定める手続きに従いスポット購入取引、付帯サービスを受けることができます。

3. 契約期間はお客様が弊社所定の書面により本契約の終了の申し出がない限り、または弊社がお客様に本契約の終了を通知しない限り、契約を終了するまでの期間とします。

#### 第5条（スポット購入取引およびミニスポット購入取引による購入手順）

1. お客様はスポット購入取引およびミニスポット購入取引により貴金属地金を購入する場合は、購入の申し出をする前までに購入代金相当額以上を弊社の指定する銀行口座へ入金するものとします。

2. お客様は電話または弊社所定の書面で弊社へスポット購入取引の申込みを行います。お客様は金地金またはプラチナ地金のいずれか一方の地金または両方の地金を選択のうえ、以下のいずれかの方法を決定します。

(1) お客様が取引金額を指定する方法により貴金属地金を購入する場合は、取引金額（100万円以上1万円単位）を申し出るものとし、指値または即約定のどちらか一方を選択するものとします。

(2) お客様が購入数量を指定する方法により貴金属地金を購入する場合は、購入数量（500g以上100g単位）を申し出るものとし、指値または即約定のどちらか一方を選択するものとします。

3. 第1項に規定する購入代金相当額については、弊社が別に定める方法により算出するものとします。

4. 電話による当日分申込受付時間は営業日の10:00頃から15:00頃までとします。弊社所定の書面による申込みの場合は、原則として申込書到着日の翌営業日受付とします。お客様は店頭小売価格にて預り金の範囲内で申込みができるものとします。なお、申込受付終了時の間際に出された申込みは受付られない場合があります。

5. スポット購入取引による指値の申し出の有効期限は、申込受付営業日を含め最長で5営業日の範囲内でお客様が任意に指定することができるものとします。

6. 即約定によるスポット購入取引およびミニスポット購入取引の申し出の有効期限は、当日限りとします。

7. お客様がミニスポット購入取引で貴金属地金を購入する場合は、取引金額（1万円以上1万円単位）を申し出るものとします。なお、申し出は即約定に限りません。

#### 第6条（スポット購入取引およびミニスポット購入取引の購入成立）

1. スポット購入取引およびミニスポット購入取引は毎営業日の店頭小売価格にて成立するものとします。

2. お客様がスポット購入取引で指値を指定した場合は、店頭小売価格がお客様の指値以下の価格に達した場合に成立するものとします。

3. お客様が即約定を指定したスポット購入取引の場合またはミニスポット購入取引の場合は、申込時点での店頭小売価格にて即時に成立するものとします。取引金額を指定する方法による申込みの場合の購入数量については、弊社が別に定める方法により算出するものとします。ス

ポット購入取引で購入数量を指定する方法による申込みの場合は、申込時点の店頭小売価格をお客様が弊社より購入する購入単価として取引が成立するものとします。

4. スポット購入取引で店頭小売価格が第3条7項に定める指値を上回った場合は、スポット購入取引は成立いたしません。この場合、お客様からの取消の指示がない限り、弊社は申込受付営業日を含め最長5営業日の範囲内でお客様が任意に指定した期間において有効とします。

#### 第7条（購入代金相当額の返金）

1. スポット購入取引が成立した場合は、弊社が別に定める方法により残金を算出し、かかる必要購入代金を徴収後、残金を預り金にてお預りします。

2. 指値を指定した場合で、お客様が指定した5営業日の範囲内において、スポット購入取引が不成立となった場合は、購入代金相当額を預り金にてお預りします。

3. スポット購入取引の取消は、その購入の申し出が未成立の場合に限り、取り消すことができます。この場合は購入代金相当額を預り金にてお預りします。

#### 第8条（スポット購入取引の受渡条件）

1. スポット購入取引およびミニスポット購入取引では、各購入の成立時に弊社からお客様へ売買のための受渡しが行われるものとし、売買の為の所有権も移転いたします。

2. 本条第1項の受渡しと同時にお客様は弊社へ当該貴金属地金を本約款に定める条件に従い消費寄託するものとし、消費寄託のための受渡しが行われるものとします。これにより、お客様は購入された貴金属地金と同等、同質、同量の貴金属地金の返還請求権を弊社に対して取得することになります。

#### 第9条（預り金）

1. お客様がスポット購入取引またはミニスポット購入取引により貴金属地金を購入する場合は、事前にその購入代金を弊社の指定する銀行口座へ入金するものとします。弊社は入金を確認でき次第、当該購入代金をお預りします。

2. 弊社は、お客様が預り貴金属地金を売却した場合の売却代金を、売却成立日から起算して5営業日以内にお客様の振込指定口座に振込むものとします。なお、売却代金はお客様が電話または弊社所定の書面による申込みにより、弊社にて預ることができるものとします（以下、前項で定める購入代金とあわせて「預り金」といいます）。

3. 弊社はお客様の預り金について、以下に定める事項に該当することとなった場合には、お客様の預り金を当該事項が生じた月の翌月の第1営業日から起算して5営業日以内にお客様の振込指定口座に振込むものとします。

(1) 貴金属地金の購入代金を入金した月の翌月から起算して6ヵ月を経過した月末までに貴金属地金の購入が行われないうとき。

(2) 貴金属地金の売却代金を預け入れした月の翌月から起算して6ヵ月を経過した月末までに貴金属地金の購入が行われないうときまたは貴金属地金の売却代金の預け入れが行われないうとき。

4. お客様はスポット購入取引またはミニスポット購入取引により貴金属地金を購入しなくなったときは、本預り金を出金することができるものとします。出金は電話または弊社所定の書面による申し出後、5営業日以内にお客様の振込指定口座に振込むものとします。なお、1回に出金できる金額は全額または30万円以上とします。

5. 弊社はお客様が積立取引、スポット購入取引および定期取引の全ての契約を終了した場合は、お客様の預り金を契約終了日から起算して5営業日以内にお客様の振込指定口座に振込むものとします。

6. お客様は預り金をスポット購入取引もしくはミニスポット購入取引による貴金属地金の購入代金の支払い、または第14条に定める預り貴金属地金の引出しまたはコインの引出しにかかる諸費用に充当することができるものとします。

7. 預り金については、一切利息は発生いたしません。

#### 第10条（取引報告書）

弊社はお客様が現金の受払いまたは付帯サービスを受けられた場合は、その内容を記載した報告書または電子メールにてお客様に通知するものとします。

#### 第11条（残高報告書）

貴金属地金の購入内容、ならびに付帯サービスによりお客様が売買された貴金属地金の数量およびお客様が引出しを行った貴金属地金の数量等について、弊社は原則、毎年6月および12月の各月末において残高報告書を作成し、翌月に通知するものとします。

#### 第12条（現金の受払い）

お客様と弊社との間において行う現金の受払いは、金融機関への振込みに限るものとします。この場合、振込手数料は、振込み側の負担とします。なお、お客様に負担いただいた振込手数料、年会費、その他費用について弊社は領収書を発行いたしません。金融機関口座の通帳記載または振込用紙等の利用控を代用とさせていただきます。

#### 第13条（消費寄託）

1. 弊社は、お客様が本約款に基づいて貴金属地金を購入された時よりお預りいたします。
2. 前項におけるお預り、または付帯サービスにより購入あるいは取得したと同時に当該貴金属地金を消費寄託により預るものとします。
3. お客様は預り貴金属地金の返還方法については、付帯サービスの中から選択するものとします。
4. 弊社はお客様の預り貴金属地金を返却する場合は、当該貴金属地金と同等、同質、同量の貴金属地金を返還するものとします。
5. 弊社がお客様より貴金属地金をお預りする期間は契約期間満了日までといたします。お客様または弊社の申し出によりスポット購入取引が終了した場合、お客様の預り貴金属地金を返還いたします。返還の方法は第14条第1項第(1)号に定める方法によるものとし、100g未満の預り貴金属地金は契約満了日の属する月の翌月第1営業日の10:00頃の店頭買取価格にて弊社が買取、第14条第1項第(2)号に定める方法により、売却代金をお客様の振込指定口座へお振込みいたします。

#### 第14条 (付帯サービス)

1. お客様は契約期間中において次の付帯サービスを受けることができます。

##### (1) 預り貴金属地金の引出し

イ. お客様は弊社所定の書面による申込みにより、弊社の指定する方法（郵送または宅配便等）によって預り貴金属地金を100g以上100g単位にて引出しすることができるものとします。送料、保険料、梱包料、スモールバーチャージはお客様の負担とし、当該金額相当分の預り貴金属地金の売却による相殺、または弊社指定の銀行口座へお振込、もしくは預り金からの充当により精算するものとします。

ロ. 弊社所定の書面を受領し、且つ、送料、保険料、梱包料、スモールバーチャージの精算が終了した日から、7営業日頃までに、お客様のお届けご住所宛に送付することにより行います。なお、貴金属地金の供給が遅滞する場合等は、相当の時間をもって送付するものとします。

ハ. 預り貴金属地金のうち100g未満につきましては、ご売却のご依頼があるまで、引続き弊社がお預りします。

ニ. お客様が引出しする貴金属地金は、ロンドン・プラチナ・パラジウム市場（LPPM）の規格に基づく地金または東京工業品取引所受渡供用品指定銘柄の刻印のあるインゴットの形態の地金の中から弊社が指定するものとします。

ホ. お客様は預り貴金属地金の引出し後において生じた盗難、滅失、毀損等による損害、その他の一切の危険等すべての責を負うものとします。弊社は預り貴金属地金の引出しに際して書留郵便の配達証明書等または宅配業者の受領確認書等をもって引出しが完了したものとみなします。

##### (2) 預り貴金属地金の売却

イ. お客様は電話または弊社所定の書面で弊社へ預り貴金属地金の売却の申込みを行います。お客様は金地金またはプラチナ地金のいずれか一方の地金または両方の地金を選択のうえ、以下のいずれかの方法を決定します。

(a). お客様が取引金額を指定する方法により預り貴金属地金を売却する場合は、売却代金（100万円以上1万円単位）を申し出るものとし、預り貴金属地金の種類を選択するものとします。

(b). お客様が売却数量を指定する方法により預り貴金属地金を売却する場合は、売却数量（100g以上100g単位または全部）を申し出るものとし、預り貴金属地金の種類、指値または即約定のどちらか一方を選択するものとします。

ロ. 預り貴金属地金の売却の当日分申込受付時間は営業日の10:00頃から15:00頃までとします。お客様は、かかる申込日までの預り貴金属地金の全部または一部を売却ができるものとします。なお、申込受付終了時の間際に出された申込みは受付られない場合があります。但し、弊社所定の書面による申込みの場合は、原則として申込書到着日の翌営業日における10:00頃の店頭買取価格を売却価格としますが、為替、海外貴金属市場の動向により当日内であっても変更される場合があります。

ハ. 指値による預り貴金属地金の売却の申し出の有効期限は、申込受付営業日を含め最長で5営業日の範囲内でお客様が任意に指定することができるものとします。

ニ. 即約定による預り貴金属地金の売却の申し出の有効期限は、当日限りとします。

ホ. 預り貴金属地金の売却の成立は毎営業日の店頭買取価格にて成立するものとします。

ヘ. お客様が指値を指定した場合は、店頭買取価格がお客様の指値以上の価格に達した場合に預り貴金属地金の売却が成立するものとします。

ト. お客様が即約定を指定した場合は、申込時点の店頭買取価格にてお客様の申出内容に基づき即時に預り貴金属地金の売却が成立するものとします。取引金額を指定する方法による預り貴金属地金の売却の場合の預り貴金属地金の売却数量については、弊社が別に定める方法により算出します。売却数量を指定する方法による預り貴金属地金の売却の申込みの場合、申込時点の店頭買取価格をお客様が弊社へ売却する売却単価とし、お客様と弊社の間で当該貴金属地金の預り貴金属地金の売却が成立するものとします。

チ. 店頭買取価格が第3条7項に定める指値を下回った場合は、預り貴金属地金の売却は成立いたしません。この場合、お客様からの取消指示がない限り、弊社は申込受付営業日を含め最長5営業日の範囲内でお客様が任意に指定した期間において有効とします。

リ. 弊社は預り貴金属地金の売却代金を売却成立日から起算して弊社の5営業日以内にお客様

の振込指定口座に振込むものとし、なお、当該売却代金はお客様が電話または弊社所定の書面による申込みにより、預り金にて預ることができるものとし、

(3) 預り貴金属地金のコインでの引出し

イ. お客様は弊社所定の書面による申込みにより、預り貴金属地金の全部または一部を弊社指定のコインで引出すことができるものとし、なお、引出方法は弊社が別に定めるものとし、

ロ. 弊社は引出し対象のコインを遅滞なくお客様へ送付するものとし、なお、コインの供給が遅滞する場合等には、相当の時間をもって送付します。なお、弊社がコインの供給が困難と判断する場合は、お客様へ通知することによりコインの引出しの中止をできるものとし、

(4) 預り貴金属地金の等価交換

イ. お客様は弊社所定の書面による申込みにより、預り貴金属地金の全部または一部を、田中貴金属ジュエリー株式会社が販売する装飾品等と等価交換することができるものとし、

ロ. 等価交換のできる装飾品等の種類および等価交換率等は、弊社が別に定めるものとし、

ハ. 弊社は、別途、等価交換の上限量を定めることができるものとし、

(5) ミニスポット購入取引

イ. ミニスポット購入取引の当日分申込受付時間は営業日の 10:00 頃から 15:00 頃までとし、

なお、申込受付終了時の間際に出された申込みは受付られない場合があります。

ロ. お客様がミニスポット購入取引の方法により貴金属地金を購入する場合は、電話により購入代金（1 万円以上 1 万円単位）を申込みのとし、弊社が当該申込みを承諾した場合にミニスポット購入取引が成立するものとし、

ハ. お客様はミニスポット購入取引の申込みをする前までに購入代金相当額以上を弊社の指定する銀行口座へ入金するものとし、

ニ. ミニスポット購入取引の成立は毎営業日の店頭小売価格にて成立するものとし、

ホ. ミニスポット購入取引は、お客様の申込時点の店頭小売価格にて即時に成立するものとし、

ミニスポット購入取引の購入数量については、弊社が別に定める方法により算出するものとし、

(6) ボーナスポイント

イ. お客様の預り貴金属地金の月末の数量をもとに、一定の貴金属地金をボーナスポイントとして 1 年単位にて加算することがあります。

ロ. 弊社のボーナスポイントは、市況の変化により変動するものであり、ボーナスポイントが加算されない場合があります。弊社はボーナスポイントによる貴金属地金の加算を保証するものではありません。なお、契約解除後は本契約に関するボーナスポイントは加算されません。

(7) 預り貴金属地金の定期取引

イ. 弊社所定の書面による申込みにより、お客様は第 (7) 号のロに定める募集期間中かかるお申込日までの預り貴金属地金の全部または一部について、定期取引を行うことができます。定期取引のお申込みにあたっては、お客様は予め本約款を承諾するものとし、登録書と同じ住所、氏名、指定金融機関口座をもって自動的にスポット購入取引の登録が行われるものとし、

ロ. 弊社は、原則として毎月第 1 営業日までに翌月第 1 営業日から行う取引数量、期間、消費寄託料率など定期取引の条件を発表し、毎月 15 日までを募集期間とし、

ハ. 定期取引が満期となった後の、お客様の貴金属地金についての取扱いは、本約款に定めるものとし、

ニ. 定期取引の条件などその他詳細については、弊社が別途定める定期取引約款によるものとし、

2. 定期取引の預り貴金属地金については、貴金属地金定期取引契約期間中において地金の引出し、売却、コインの引出し、ボーナスポイントの付帯サービスを受けることができないものとし、

## 第 15 条（契約解除）

1. 次に掲げる事項に該当する場合は、弊社はおお客様に対して事前に通知したうえで、本契約を解除することができるものとし、但し、弊社が通常の方法を用いても通知できない場合には、通常到着すべき日時をもって上記通知が到達したものとみなします。

(1) お客様が届出事項について虚偽の届け出をしたとき、お客様が本約款の規定、その他法令等に違反したとき。

(2) お客様の連絡先および所在等が不明となり、弊社からお客様への連絡を行うことが不可能と弊社が判断したとき。

(3) お客様が組織的な犯罪の処罰および犯罪収益の規制等に関する法律に基づく本人確認および弊社がおお客様の同一性の確認に必要と認める場合に行う弊社所定の本人確認手続きに応じないとき。

(4) お客様からの預り金および預り貴金属地金の全部または一部が、犯罪行為等によって不正に取得した疑いがあると弊社が判断したとき。

(5) お客様が反社会的勢力であると判明したとき。

(6) その他弊社がおお客様として不適当と判断したとき。

(7) お客様が本約款および関連約款等の変更にご同意をいただけないとき。

(8) 弊社がやむを得ない事由により契約の解除を申し出たとき。

2. 本条に基づく解除の効力は、弊社がかかる通知を発した時から効力を生ずるものとし、

3. 弊社は本契約を解除する場合は、弊社所定の日における 10:00 頃の店頭買取価格にて預り貴金属地金の全部を売却するものとし、かかる売却代金をお客様の振込指定口座に振込むものとします。

#### 第 16 条（取引の制限）

1. 弊社はおお客様が取引することが不相当と判断した場合には、取引の制限をすることができるものとします。
2. お客様の 1 日当たりの貴金属地金の購入数量は、金地金 50kg 以内、プラチナ地金 50kg 以内とします。
3. お客様の 1 日当たりの貴金属地金の売却数量は、金地金 50kg 以内、プラチナ地金 50kg 以内とします。

#### 第 17 条（供託）

1. 本約款に基づき、弊社がおお客様宛に預り貴金属地金を送付したにもかかわらず、お客様のお引取りがなく相当期間を経過した場合、弊社はお客様に通知することなく預り貴金属地金を供託することができるものとします。また、これにより弊社のお客様に対する一切の責任は終了するものとします。この場合、保険料、送料等、預り貴金属地金の引出し業務に要した費用はお客様の負担となります。
2. 弊社が、実務上あるいは費用上供託が困難と判断した場合には、弊社は、預り貴金属地金を消費寄託の方法によりお預りします。かかる場合、弊社がおお客様に対し、ボーナスポイント増量特典も含め預り貴金属地金に関する一切の特典を付与できない場合があります。
3. 本約款に基づき、お客様が売却した預り貴金属地金の代金を弊社が支払ったにもかかわらず、お客様のお受け取りがなく相当期間を経過した場合は、かかる売却代金を供託することにより、弊社のお客様に対する一切の責任は終了するものとします。

#### 第 18 条（譲渡禁止）

お客様は、弊社の承諾なくして、預り貴金属地金、本約款上の地位あるいは本約款に基づく権利を第三者に譲渡または質入れをし、その他の担保に供することはできないものとします。お客様が上記義務に違反したために生じた一切の損害等について、弊社は一切責任を負いません。

#### 第 19 条（届出事項の変更）

1. お客様が弊社に届け出た氏名、住所、電話番号、届け出印、金融機関口座等について変更があった場合は、速やかに弊社所定の書面により、変更の申し出を行うものとします。なお、お客様が変更の申し出を怠った場合は、付帯サービスを受けることができない場合があります。
2. 前項の届け出がないため、弊社からの通知または郵送物が延着もしくは不着の場合といえども、これらの通知等は、通常到着すべき日時に到着したものとみなします。
3. お客様が届出事項の変更の申し出を行わないことにより生じたお客様の損害については、弊社は一切その責任を負いません。

#### 第 20 条（不可抗力）

1. 市場環境等の変化により、本契約の継続が困難と弊社が判断したとき、法律の改廃、官の処分、戦争、暴動等の不可抗力により、お客様との間で本契約を継続しがたい事由が発生した場合、弊社はこの業務を中止し、本契約を終了することができるものとし、その場合、以下の通りの手続きをすることができます。
2. 弊社が本業務を中止することとなった場合、お客様に書面により本業務の中止を通知するものとします。但し、弊社が通常の連絡方法を利用しても通知できないときは、通常到着すべき日時をもって上記の通知が到着したものとみなします。
3. 弊社はお客様に通知した日から 20 日以内にお客様の預り貴金属地金について、お客様からの引出しまたは売却のいずれかの方法による精算の申し出に従い速やかにその処理を行うものとします。
4. 弊社はお客様に通知した日から 20 日が経過したにもかかわらず、お客様から何ら申し出がない場合、当該預り貴金属地金をお客様に通知した日から 20 日を経過した日（休業日の場合は翌営業日）の店頭買取価格にて預り貴金属地金の全部を売却するものとし、かかる売却代金をお客様の振込指定口座に振込むものとします。

#### 第 21 条（免責事項）

1. 次の各号の事由により本約款に基づく取引および付帯サービスの取扱いに遅延、不能等が生じてもこれによって生じた損害については、弊社は責任を負いません。
  - (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等はやむを得ない事由
  - (2) 弊社が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に生じた障害
  - (3) 弊社以外の第三者の責めに帰すべき事由
  - (4) 市況の変化や相場変動等
  - (5) コンピューターウイルスや第三者による妨害、侵入または情報改変等、弊社の責に帰することのできない事由

(6) 本契約およびその他の契約事項に反した取引

(7) 第三者等のなりすまし行為等

2. お客様は、付帯サービスを利用されるに際し、公衆回線、移動体通信網、専用電話回線等の通信経路の特性および付帯サービスについて弊社が講じる安全対策等について了承しているものとみなします。

3. 付帯サービスにおいて使用する機器（以下「取引機器」といいます。）および通信媒体が正常に稼動する環境についてはお客様の責任において確保してください。弊社は、取引機器が正常に稼動することについて保証するものではありません。万一、取引機器が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合それにより生じた損害について弊社は責任を負いません。

#### **第22条（約款の変更）**

1. 本約款および関連約款等の内容は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときには変更されることがあります。

2. 変更の内容がお客様の従来の権利を制限したり、新たな義務を課したりすることになる場合には、その内容を通知します。この場合、所定の期日までに異議の連絡がないときは、その変更同意いただいたものとみなします。

3. 前項の通知は弊社所定の方法により行います。なお、変更の内容が軽微である場合は、弊社ホームページ上の掲示による方法に代えることがあります。

#### **第23条（準拠法）**

本約款は日本法に準拠し解釈、執行されるものとします。

#### **第24条（合意管轄）**

お客様と弊社との間の本契約に関する一切の訴訟については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を当該訴訟の専属的合意管轄裁判所とします。

以上